

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案の概要

改正の必要性

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、**認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応**が求められている。
- 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、**サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大**してきている。

改正の概要

1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の行う介護を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「**心身の状況に応じた介護**」に改める。
- ② 社会福祉士の業務として、**福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整**を明確化する。

2 義務規定の見直し

- ① **個人の尊厳を保持**し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は**認知症等の心身の状況等**に応じ、社会福祉士は**地域に即した創意と工夫**を行いつつ、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、**福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携**を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適応するため、**知識・技能の向上**に努めなければならない。

【経過措置】(介護福祉士関係)

養成施設を卒業した者は、当分の間、**准介護福祉士**の名称を用いることができることとする。

* 日比経済連携協定に基づく養成施設コースのフィリピン人にも適用

3 資格取得方法の見直し

【介護福祉士】

- ① 「**養成施設**」卒業者は、資格を取得するためには、**新たに国家試験を受験**する仕組みとする。
- ② 「**福祉系高校**」について、教科目・時間数だけでなく新たに**教員要件、教科目の内容等にも基準を課す**とともに、**文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督**に服する仕組みとする。
- ③ 「**実務経験**」(3年以上)に加え、**新たに6月以上の養成課程(通信等)を経た上で国家試験を受験**する仕組みとする。

【社会福祉士】

- ④ 「**福祉系大学**」の実習等の教育内容、時間数等について、**文部科学大臣・厚生労働大臣が基準を設定**する。
- ⑤ 「**行政職**」経験に加え、**新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験**する仕組みとする。

4 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① **社会福祉主事**養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、**新たに国家試験の受験資格を付与**する。
- ② **身体障害者福祉司、知的障害者福祉司**等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。

施行期日

平成24年4月1日(3②・④・⑤及び4①)は平成21年4月1日、1、2及び4②は公布の日)

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律案の概要

消費生活協同組合制度について、共済事業における契約者保護、経営・責任体制の強化等の観点から所要の改正を行う。

改正の必要性

- 共済事業に関し、契約者の保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化する。(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う。
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う。

改正の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

- ・ 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
- ・ 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入
- ・ 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)の導入 等

2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

【事業の区域】

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

【利用者の範囲】

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記

災害時の緊急物資提供(制限なし) / 山間へき地(20/100) / 保育所等への食材提供(20/100) 等

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の用途たる事業として組合員の福祉活動に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする) 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

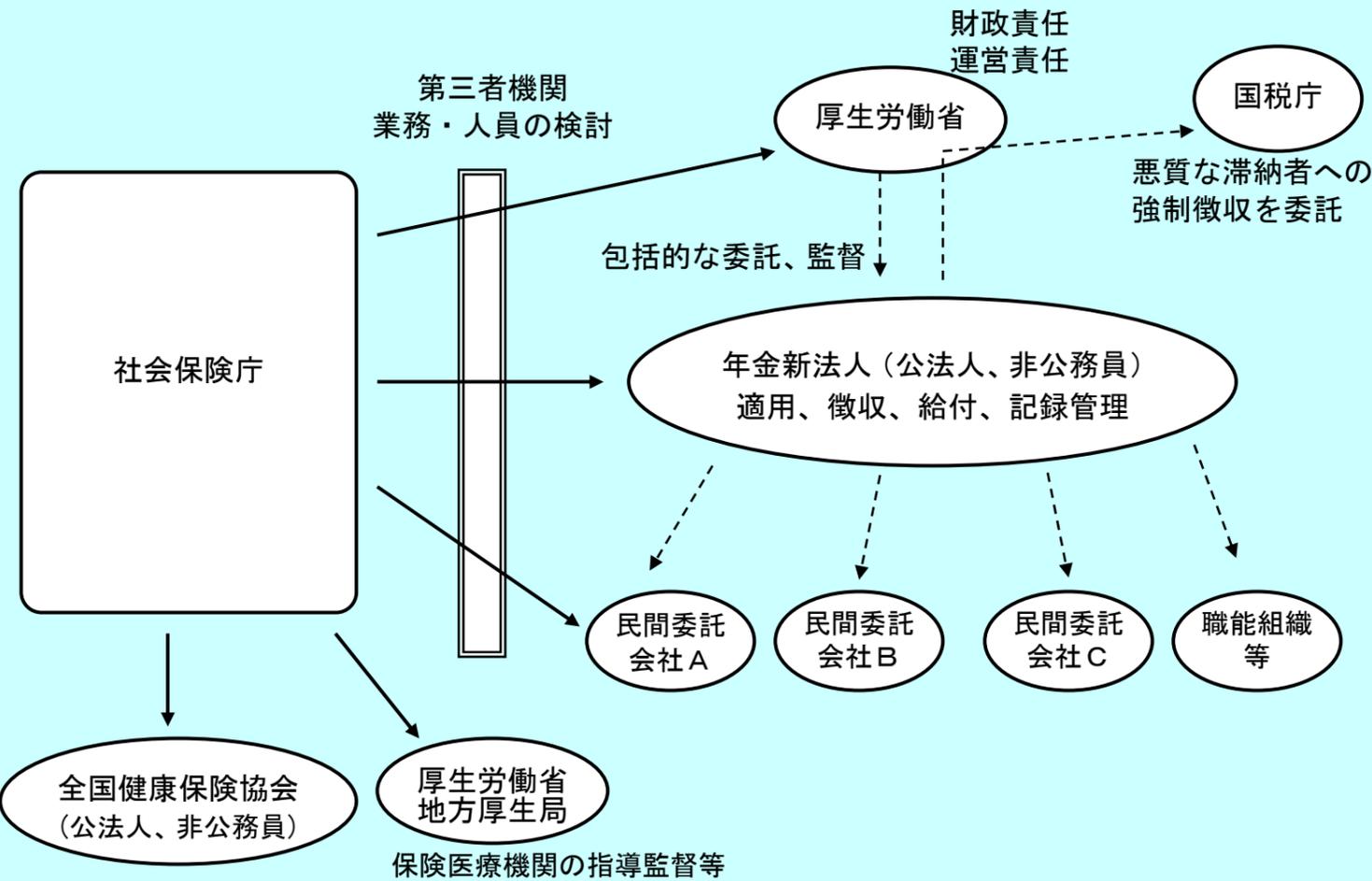
施行期日

平成20年4月1日 (ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))

社会保険庁の廃止・解体と年金新法人の設立 日本年金機構法案の概要

社会保険庁を廃止・解体し、公的年金の運営を再構築

非公務員型の年金新法人を設置し、厚生労働大臣の直接的な監督の下で、一連の運営業務を担わせる。



国と新法人の役割

○国は、公的年金に係る財政責任・管理運営責任

- ・年金特別会計を備え、保険料徴収・年金の支払は国の歳入・歳出
- ・年金手帳及び年金証書は、国（厚生労働大臣）の名義

○法人は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督下で、公的年金に係る一連の運営業務

強制徴収の委任

○保険料の滞納処分は、厚生労働大臣の一定の監督の下で、法人に委任

○厚生労働大臣は、悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、法人からの申し出に基づき、滞納処分の権限を、財務大臣を通じて国税庁長官に委任

民間へのアウトソーシングの推進(第三者機関による振り分け)

○次の事項について、学識経験者の意見（内閣官房の下の会合）を聞いた上で、政府が基本計画を策定（閣議決定）

- ・新法人が自ら行う業務と委託する業務との区分その他の委託の推進についての基本的事項
- ・法人の職員の採用についての基本的事項

職員の採用(第三者機関による審査)

※第2の第三者機関

○法人の設立委員が、労働条件及び採用基準を提示し、職員を募集

○設立委員は、人事管理の学識経験者の意見を聴いて、採否を決定

社会保険庁の職員は、組織の廃止時において、

- ・一旦退職して新法人へ採用される者
 - ・自らの意思による退職者
 - ・厚生労働省の他部局や他省庁へ転任する者
- のいずれでも無い場合には、国家公務員法の規定により分限免職

年金新法人の組織等

- 名称 日本年金機構
- 役職員 非公務員、民間的な勤務条件
- 国の監督 厚生労働大臣が直接的に管理監督し、事業計画・予算を認可、業務改善命令等
- 設立日 平成22年4月までにおいて政令で定める日（平成22年1月を予定）

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の概要

公的年金事業に対する国民の信頼を回復するため、日本年金機構の設立に併せて、各般にわたる業務改革を進める。

《改革の理念》①サービスの向上、②効果的・効率的な事業運営、③公正な事務処理と透明性の確保

組織改革

社会保険庁を廃止し、日本年金機構を設立

業務改革（本法案）

事業運営の改善に必要な国民年金法等の関係法律の改正

国民の信頼の回復・向上

I 概要

1 サービスの向上

- ①住民基本台帳ネットワークの活用により、被保険者等の住所変更等の届出を原則廃止するための規定の整備
- ②社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図るための規定の整備など、サービスの向上のための規定を整備する。

2 保険料の収納対策の強化

クレジットカードによる保険料納付等の保険料を納めやすい環境の整備、社会保険制度内での連携による保険料納付の促進など、保険料収納対策の強化のための規定を整備する。

3 公的年金事業の公正・透明・効率的な運営の確保

- ①年金事務費の一部への保険料財源充当の制度化
 - ②年金福祉施設の根拠である「施設をすることができる」旨の規定の廃止及び年金相談等の年金給付に関連する事業の根拠規定の整備
- など、国民に信頼される公正・透明・効率的な事業運営を可能とするための規定を整備する。

II 施行期日

公布日、平成20年4月1日、平成21年4月1日等

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要(※現在、政府部内で調整中のもの)

1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成18年4月の閣議決定及び12月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

- ① 被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。

- ・ 公務員及び私学教職員についての適用除外規定を削除し、厚生年金保険制度を適用。【厚年法の改正】

- ② 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。

- ・ 上記①により、公務員等に厚生年金保険制度を適用し、共済各法における共済年金の規定を削除する結果、共済年金にある遺族年金の転給制度は廃止。また、老齢給付及び障害給付に係る在職中の支給額の減額(支給停止)については、厚生年金の取扱いに統一。
- ・ 共済各法の取扱いに合わせ、国会議員及び地方議会議員に対する支給停止を規定。【厚年法の改正】

③ 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。

- ・平成22年から1・2階部分の保険料率の統一を開始し、公務員共済については平成30年、私立学校教職員共済については平成39年に厚生年金の保険料率（18.3%）に統一。【附則】
- ・制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示。【特会法の一部改正】

④ 事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。

- ・標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合等を規定。【厚年法の改正】
- ・厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。【厚年法の改正】

⑤ 共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。（新たな公務員制度としての仕組み等については、その取扱いを含め、検討中。）

- ・職域部分に関する規定の削除。

⑥ 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について 27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

・ 追加費用の削減に関する規定の整備（文官恩給、旧三共済も同様）。【公務員共済各法等】

→税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して 27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置については、給付額に対する引下げ額の割合が 10%を上回らないこと、減額後の給付額が 250 万円を下回らないこととする。

→文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を 10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が 250 万円を下回らないこととする。

→郵政公社、NTT、JT 及び（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

（2）その他

○ 被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
（パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大）

・ 具体的な拡大の仕方については、検討中。【厚年法の改正】（被保険者の範囲に係る基本的事項を法定。具体的基準は一部政省令等に委任。）

3. 施行時期

・ 被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成 22 年度を原則とする。なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成 20 年度から実施する。また、新たな公務員制度としての仕組み等については、検討結果を踏まえ、平成 22 年度から実施する。

以 上